

宇宙科学の普及活動等に係る連携協力に関する協定書

大船渡市（以下「市」という。）と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所（以下「研究所」という。）は、旧三陸大気球観測所における大気球観測実験及び実験実施による宇宙科学の研究開発の推進、地域振興を基礎として、宇宙科学の普及活動等に係る連携協力について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 市と研究所は、宇宙科学の普及活動に係る連携協力を通して、大船渡市における宇宙科学に対する理解の促進及び地域振興を図る。

（連携協力活動）

第2条 市及び研究所は、前条の目的達成のため、次の事項について連携協力する。

（1）市の協力活動

- ア 宇宙科学に関する教育活動等を通じた地域振興活動
- イ 研究所が協力する宇宙科学の普及活動に対する機会及び場所の提供
- ウ その他研究所の宇宙科学の普及活動に対する協力

（2）研究所の協力活動

- ア 教育活動等への講師派遣等
- イ 市が提供する機会及び場所における宇宙科学の普及活動
- ウ その他市の地域振興活動に対する協力

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、市又は研究所のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定書の内容について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、市と研究所が協議する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、市と研究所がそれぞれ1通を保有する。

令和8年2月24日

大船渡市長

劉上清

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

宇宙科学研究所長

藤本巳和